女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

| No． | $\begin{aligned} & \text { 女川 } \\ & \hline \text { 条文 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 東通 } \\ & \text { 条文 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 条文名 | 補正前 | 補正後 | 補正理由 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | $\begin{gathered} 3 / \\ 203 \end{gathered}$ | 3 | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 品質マネジメ } \\ \text { ンシスティズ画 } \\ \text { 計 } \end{gathered}\right.$ | 4．2．3 文書管理 | 4．2．3 文書の管理 | 記載の適正化 （品管規則との整合） |  |
| 2 | $\begin{gathered} 3 / \\ 203 \end{gathered}$ | 3 | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 品質マネジメ } \\ \text { トジィ } \\ \text { 計画 } \end{array} \end{gathered}$ | 7．4． 2 調達物品等要求事項（1）g． <br> その他調達物品等に関し必要な要求事項 | 7．4． 2 調達物品等要求事項（1）g． <br> その他調達物品等に必要な要求事項 | 記載の適正化 <br> （品管規則との整合） |  |
| 3 | $\begin{gathered} 3 / \\ 203 \end{gathered}$ | 3 | $\begin{gathered} \text { 品質マネジメ } \\ \text { トシスム } \\ \text { 計画 } \end{gathered}$ | 図3－1／図203－1 <br> 個別業務に関する計画の策定および個別業務計画の実施 | $\begin{aligned} & \text { 図3-1/図203-1 } \\ & \text { 個別業務に関する計画の策定および個別業務の } \\ & \text { 実施 } \end{aligned}$ | 記載の適正化 <br> （品管規則，保安規定第 3 条「7．個別業務 に関する計画の策定および個別業務の実施」との整合） | 別紙（p．3）参照 |
| 4 | $\begin{gathered} 3 / \\ 203 \end{gathered}$ | 3 | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 品質マネジメ } \\ \text { ンシスティズ画 } \\ \text { 計 } \end{gathered}\right.$ | 表3－1／表203－1 <br> 7．1 7．2．1 7．2．2 7.5 <br> 原子力QMS 業務の計画および実施要領 | 表3－1／表203－1 <br> 7．1 7．2．1 7．2．2 7．5 8．2．3 <br> 原子力QMS 業務の計画および実施要領 | 「8．2．3 プロセスの監視測定」は，監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり，必要な二次文書と紐づける | $\begin{aligned} & \text { 別紙 (p. 4) 参照 } \\ & 6 / 17 \text { 而 } \\ & \text { グでご説明済 } \end{aligned}$ |
| 5 | $\begin{gathered} 3 / \\ 203 \end{gathered}$ | 3 | $\begin{gathered} \text { 品質マネシジメ } \\ \text { トシスム } \\ \text { 計画 } \end{gathered}$ | 表3－1／表203－1 <br> 8．3 8．5．2 8．5．3 <br> 原子力QMS 改善措置活動要領＊1 |  | 「8．2．3 プロセスの監視測定」は，監視測定の結果に基づく改善等を含んでおり，必要な二次文書と紐づける | $\begin{aligned} & \text { 別紙 (p. 5) 参照 } \\ & 6 / 17 \text { 而 } \\ & \text { グでご説明済 } \end{aligned}$ |
| 6 | $\begin{gathered} 5 / \\ 205 \end{gathered}$ | 5 | 保安に関する <br> 職務 | \|管理責任者, (3) | 1．（2），（3）品質マネジメントシステム管理責任者 | 記載の適正化 <br> （本保安規定第3条，第4条との整合） |  |
| 7 | 9 | 9 | 原子炉主任技術者の職務等 | $\begin{aligned} & \text { 表 } 9-2 \\ & \text { 予防保全を目的とした点検•保修を実施する場 } \end{aligned}$ | 表9－2 <br> 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 | 記載の適正化 <br> （女川第 7 5 条，東通第73条の補正に伴 う変更） | 迹更加比較表を |
| 8 | 24 | － | ほう酸水注入系 | ※ 1 ：主要な手動弁と電動弁とは，…（主要な電動弁については，第2項（6）についても同 じ。）。 | ※ 1：主要な手動弁と電動弁とは，…（主要な電動弁については，第2項（6）においても同 じ。）。 | 記載の適正化 <br> （表現の統一。東通は申請時から「おい て」） |  |
| 9 | 27 | 27 | 計測および制御設備 | ※4：本条における論理回路機能の確認は，．${ }^{\text {a }}$ | ※ 4：本条における論理回路機能の確認上は， | 記載の適正化 |  |
| 10 | 73 | 71 | 運転上の制限 の確認 | …（事故時等の条件を模擬できない場合におい ては，実条件性能確認に相当する… | …（事故時等の条件を模擬できない場合等にお いては，実条件性能碓認に相当する… | 記載の適正化 <br> （保安規定審査基準との整合） |  |


| No． | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 女川 } \\ \text { 条文 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 杳通 } \\ & \text { 条文 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 条文名 | 補正前 | 補正後 | 補正理由 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 11 | 75 | 73 | 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 | タイトル， $1,2,4,5$ 項，※2「点検•保修」 | タイトル，1，2，4，5項，※2「保全作業」 | 記載の適正化 （用語の統一） |  |
| 12 | 76 | 74 | 運転上の制限 に関する記録 | $\begin{aligned} & 2 \text { 項: 「保修作業」 } \\ & 3 \text { 項: 「点検•保修」 } \end{aligned}$ | 「保全作業」に統一する。 | 記載の適正化 <br> （女川第 75 条，東通第 73 条の補正に伴 ら変更） | 変更比較表を 追加 |
| 13 | 83 | 81 | 燃料の取替実施計画 | 2．…原子力部長は，取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じ る炉心特性の変化を評価し， | 2．…原子力部長は，取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じ る炉心特性の変化を考慮し， | 記載の適正化 <br> （評価は本項第1号で規定するため記載変更） |  |
| 14 | － | 83 | 燃料移動 | 理由 <br> 記載の適正化（女川との整合） | \|理由 | 記載の適正化 |  |
| 15 | $\begin{gather*} 107 / \\ 307 \end{gather*}$ | 105 | 施設管理計画 | 6． 2 設計および工事の計画の策定 <br> ※3：法令に基づく必要な手続きとは， <br> 下，本条および第 121 条において同じ。） | 6．2 設計および工事の計画の策定 <br> ※3：法令に基づく必要な手続きとは，…（以下，第 121 条において同じ。） | 記載の適正化 <br> （本条において同一の用語が登場しないた め削除。東通は第121条 第 1 1 9 条に $^{2}$読み替える。） |  |
| 16 | 121 | 119 | 記録 | 表121－4 <br> 2．（16）監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における，従前 の監視測定の結果に妥当性を評価した記録 | 表121－4 <br> 2．（16）監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における，従前 の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 | 記載の適正化 <br> （東通は表121－4 $\rightarrow$ 表119－4に読 み替える。） |  |
| 17 | 203 | － | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 品質マネジメ } \\ \text { ントテスディ } \\ \text { 計画 } \end{gathered}\right.$ | 7．2．1 <br> （1）組織外の外部の者 | 7．2．1 <br> （1）組織の外部の者 | 記載の適正化 （品管規則との整合） |  |
| 18 | $\begin{aligned} & 287 \\ & 02 \end{aligned}$ | － | 頻度の定義 | 本章でいら測定頻度に関する考え方は，表287 の2のとする。 | 本章でいう測定頻度に関する考え方は，表287 の2のとおりとする。 | 記載の適正化 |  |
| 19 | 307 | － | 施設管理計画 | 3．保全対象範囲の策定廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 | 3．保全対象範囲の策定廃止措置計画で定める性能維持施設 | 記載の適正化 <br> （実用炉規則との整合） |  |





